

中国税務速報

2019年3月20日

1. 財政部 税関総署 税務総局 薬監局による希少疾患薬品の増値税政策に関する通知

希少疾患製薬産業の発展、患者の服薬コストの削減のため、今回希少疾患薬品の増値税政策について以下の通知を行います。

- 1) 2019年3月1日から、増値税一般納税人は希少疾患薬品を生産・販売・卸売・小売する時、簡易方法により3%の徴収率で増値税を納付できます。上述の納税人は簡易方法で増値税を納付した後、36カ月以内には変更できません。
- 2) 2019年3月1日から、希少疾患薬品の輸入に対して、税率を3%まで下げて輸入付加価値税を徴収します。
- 3) 納税人は単独で希少疾患薬品の売上高を計算する必要があります。単独で計算しない場合、本通知の第一条に規定された簡易徴収政策に適用できません。
- 4) 本通知の希少疾患薬品は、国家薬品監督管理部門の批准を通じて登録された希少疾患薬品製剤及び原薬を指します。希少疾患薬品の範囲は動的調整を実行します。財政部、税関総署、税務総局、薬監局は変化の状況により適時に明確化します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4082485/content.html>

2. 財政部 税務総局による文化企業の発展を支持する増値税政策の継続に関する通知

「國務院事務局により文化体制改革の中に営利性文化事業組織が企業に転換することとさらに文化企業の発展を支持することの二つの規定を発行する通知」（国弁発〔2018〕124号）の関連規定を貫徹・実行し、文化企業の発展を促進するため、今回文化企業の発展を支持する増値税政策の継続について以下の通知を行います。

- 1) 映画主管部門（中央、省、地市及び県級を含む）が各自の職能権限による批准を受けて映画製作・発行・放映に従事する映画グループ企業（メンバー企業を含む）、映画製作所およびその他の映画企業が取得した映画コピー（データコピーを含む）の販売収入、映画著作権の譲渡（譲渡と使用許可を含む）収入、映画の発行収入及び田舎で取得した映画の放映収入に対して、増値税を免除します。一般納税人が提供した都市映画放映サービスに対して、現行政策の規定により、簡易方法で増値税を計算・納付できます。
- 2) 放送テレビ運営サービス企業が徴収するケーブルデータテレビの基本視聴メンテナンス費と田舎ケーブルテレビの基本視聴費に対して、増値税を免除します。
- 3) 本通知の執行期限は2019年1月1日から2023年12月31日までです。「財政部 税務総局によるケーブルテレビ視聴費の増値税政策の継続に関する通知」（財税〔2017〕35号）は同時に廃止します。「財政部 税務総局による文化企業の発展を支持する若干税収政策の継続に関する通知」（財税〔2014〕85号）の執行は2019年1月1日から停止します

文化企業が本通知の規定により減少・免除された増値税に対して、本通知の発行前に既に徴収入庫された場合、以後納税期の税金を控除、若しくは、退庫できます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4094858/content.html>

3. 財政部 税関総署 税務総局による2019年度種・種の源の免税輸入計画に関する通知

「十三五」期間継続的に輸入の種（苗）、種畜（禽）、種魚（稚魚）と種用野生動植物の種の源の輸入付加価値税を免除します。農業農村部2019年度種（苗）、種畜（禽）、種魚（稚魚）の免税輸入計画、国家林業と草原局2019年度種（苗）と種用野生動植物の種の源の免税輸入計画はすでに認可され

ました。「財政部 税関総署 税務総局による「十三五」期間種・種の源を輸入する税収政策の管理方法に関する通知」（財関税〔2016〕64号）の関連規定により執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4058017/content.html>

4. 税関総署公告 2019 年第 36 号（国外から総合保税區に入る動植物製品の検査項目は「まず保税區に入り、後検査」を実行することの関連事項に関する公告）

「國務院による総合保税區に高水準の開放、高品質の発展に関する若干の意見」（国発〔2019〕3号）を貫徹するため、リスク分析により、国外から総合保税區に入る動植物製品の検査項目に対して、「まず保税區に入り、後検査」の監督管理体制を実行することを決めました。今回関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 動植物製品は、国外から総合保税區に入ってから国内区外に運送し、加工後に国内区外若しくは国外に運送し、我が国の法律・法規・規定により検査・検疫する必要がある動植物製品（食品を除き）を指します。
- 2) 検査項目は動植物製品が及ぶ農（獣）薬の残留、環境汚染物、生物毒素、重金属などの安全衛生項目を含みます。
- 3) 「まず保税區に入り、後検査」の監督管理体制は以下の規則により執行します。動植物製品は国境ゲートで動植物検疫プロセスを完成した後、検査の必要がある項目に対して、まず総合保税區内の監査管理倉庫に入り、そして税関は関連検査項目のサンプリング検査と総合評定を行い、検査の結果により後続の処置を行います。

本通知は 2019 年 2 月 27 日から実施します。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2318912/index.html>